

3. 認定日に来所できない場合 Q&A

※「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり（関連ページ：P26～27）」と併せてご確認ください。

Q. 認定日に来所できないとどうなりますか？

A. 原則として、前回認定日(初回の方は資格決定日)～来所できなかった認定日当日までの期間について不認定処分を受けることになります。

Q. 不認定処分を受けると、どのような影響がありますか？

A. その期間について雇用保険の基本手当が受けられないこととなります。また、初回認定日に来所できない場合は、資格決定日から7日間の待期期間の確認もできないこととなります。

Q. 来所できない理由がどのようなものでも、不認定処分となりますか？

A. それがやむを得ない理由によるもので、それを証明できる書類があり、かつ来所できない認定日の次の認定日前日までに来所できる場合は、認定日を変更できる場合があります。やむを得ない理由の具体的な内容及び証明書類については、次頁を参照してください。

Q. 認定日に来所できないことがわかった場合、どのようにすればよいですか？

A. 認定日に来所できないとわかった時点で、必ず雇用保険給付窓口にご連絡ください。その際に、認定日に来所できない理由がやむを得ない理由に該当するか、もし該当する場合どのような書類が必要か、いつまでに来所すればよいかなどを総合的にご案内いたします

Q. 不認定処分となる場合、その後はどのようにすればよいですか？

A. やむを得ない理由と認められず不認定処分となった場合は、来所できなかった認定日の次の認定日前日までに雇用保険給付窓口に来所されれば、来所できなかった認定日の翌日以降の期間については認定を受けられるようになります（※）。もし前述の期限までに来所されない場合は、次に来所される日までの全ての期間について不認定処分となります。

※この場合も来所できなかった認定日の翌日から次の認定日の前日までの間に所定回数の求職活動回数が必要になります（2ページ参照）。

→右面に続く

やむを得ない理由と必要な証明書類の代表例一覧

やむを得ない理由の例	必要な証明書類の例
1. 本人の疾病・負傷 (14日以内)	・病院の領収書、薬の処方確認できるもの ・医師の診断書(「雇用保険の失業等受給資格者のしおり」巻末別紙3の傷病証明書でも可)
2. 求人者との面接	・面接証明書(「雇用保険の失業等受給資格者のしおり」巻末別紙2を切り離し、面接先の事業主に記載を依頼してください。)
3. 本人又は親族(※1)の婚姻の儀式への出席	本人の場合...日付や場所がわかるもの(招待状等) 親族の場合...日付や場所がわかるもの(招待状等)と親族関係を証明する申立書(※2) (新婚旅行についても認められる場合があります。)
4. 親族(※1)の看護 (本人以外に看護できる者がいない場合に限る)	①日付と子の氏名が記載された医師の証明書or病院の領収書 ②本人と子の親族関係を証明する申立書(※2) (①、②ともに必要)
5. 子弟の入園式・入学式又は卒園式・卒業式	①学校名・日付・子の名が記載された学校等からの案内通知・卒業証書(写) ②本人と子の親族関係を証明する申立書(※2) (①、②ともに必要)
6. 親族(※1)の葬儀	①日付と故人名の確認できる会葬礼状or寺院の証明書等 ②本人と故人の親族関係を証明する申立書(※2) (①、②ともに必要)
7. 親族の命日の法事 (3親等以内の親族に限る。)	①日付と誰の法事かを確認できるお寺の証明書等 ②本人と故人の親族関係を証明する申立書(※2) (①、②ともに必要)
8. 国家試験、検定等資格試験の受験等	日付の確認できる受験票等

★上記1～8以外の事由であっても、これらに準ずる理由と認められるものや天災その他やむを得ない事故等で来所できない場合は、認定日変更が認められる場合があります。また、認定日変更が認められるか否かは、雇用保険受給の上で非常に重要な内容となりますので、事前に雇用保険給付窓口にてご確認ください。

※1…ここでのいう親族とは、6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族に限られます。
 「雇用保険の失業等受給資格者のしおり」P56に親族図を掲載しておりますので併せてご確認ください。

※2…親族関係を証明する申立書の様式については、雇用保険給付窓口にてご確認ください。